糸満市職員の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（23年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 平成22年度の人件費率
平成23年度	人 58,940	千円 20,225,606	千円 533,811	千円 3,434,996	% 17.0	% 15.8

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
平成23年度	人 385	千円 1,438,543	千円 216,624	千円 506,167	千円 2,161,334	千円 5,614

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,045

(注)1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

① 市長の給料を15%、副市長、教育長の給料を10%減額支給している。
② 管理職手当を50%削減して支給している。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

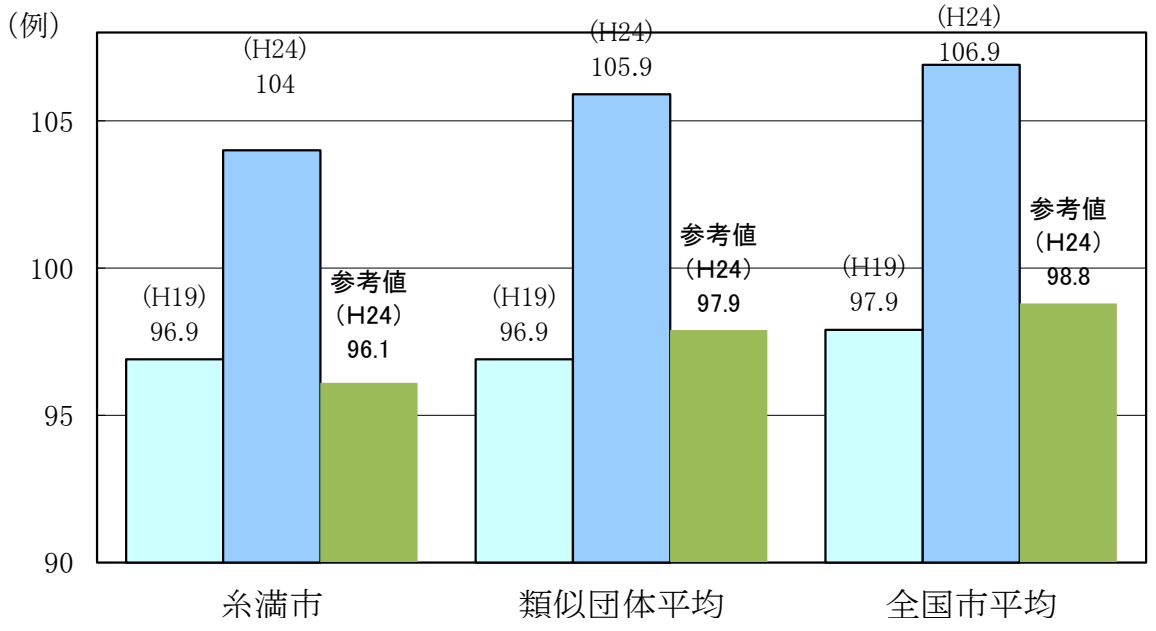

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　３　参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

（５）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成23年度	円 －	円 －	円 (－ %)	% －	% △0.21	% △0.23

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※　糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

②特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成23年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 3.95	月 3.95

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※　糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

２　一般行政職給料表の状況（２４年４月１日現在）

（単位：円）

	１級	2級	３級	4級	５級	６級	７級
１号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

３　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	44.4　歳	325,300　円	359,720　円	351,179　円
沖縄県	41.3　歳	315,600　円	366,877　円	346,771　円
国	42.8　歳	304,944 (329,917)　円	－　円	372,906 (401,789)　円
類似団体	43.2　歳	327,748　円	391,486　円	362,999　円

②技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	58.7　歳	388,100　円	396,800　円	―　円
沖縄県	51.3　歳	343,100　円	390,928　円	375,181　円
国	49.7　歳	270,465 (285,030)　円	－　円	307,506 (323,181)
類似団体	49.0　歳	314,792　円	350,255　円	335,630　円

（注）１　「平均給料月額」とは、２４年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

３　国家公務員欄における「平均給料月額」「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区　　分		糸 満 市	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	－ 円
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	258,200 円	299,600 円	367,700 円
	高 校 卒	227,700 円	258,200 円	346,300 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

※一般行政職「高校卒」経験年数20年の者がいないため、19年と21年を併せて平均額を算出した。
※技能労務職は経験年数10・15・20年の者がいない。

4　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	主事	人 30	% 11.0%
2　級	主任主事	人 24	% 8.8%
3　級	副主査	人 65	% 23.9%
4　級	主幹・係長・主査	人 105	% 38.6%
5　級	課長・副参事	人 23	% 8.5%
6　級	参事・室長	人 17	% 6.3%
7　級	部長・参事監	人 8	% 2.9%

（注）1　糸満市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

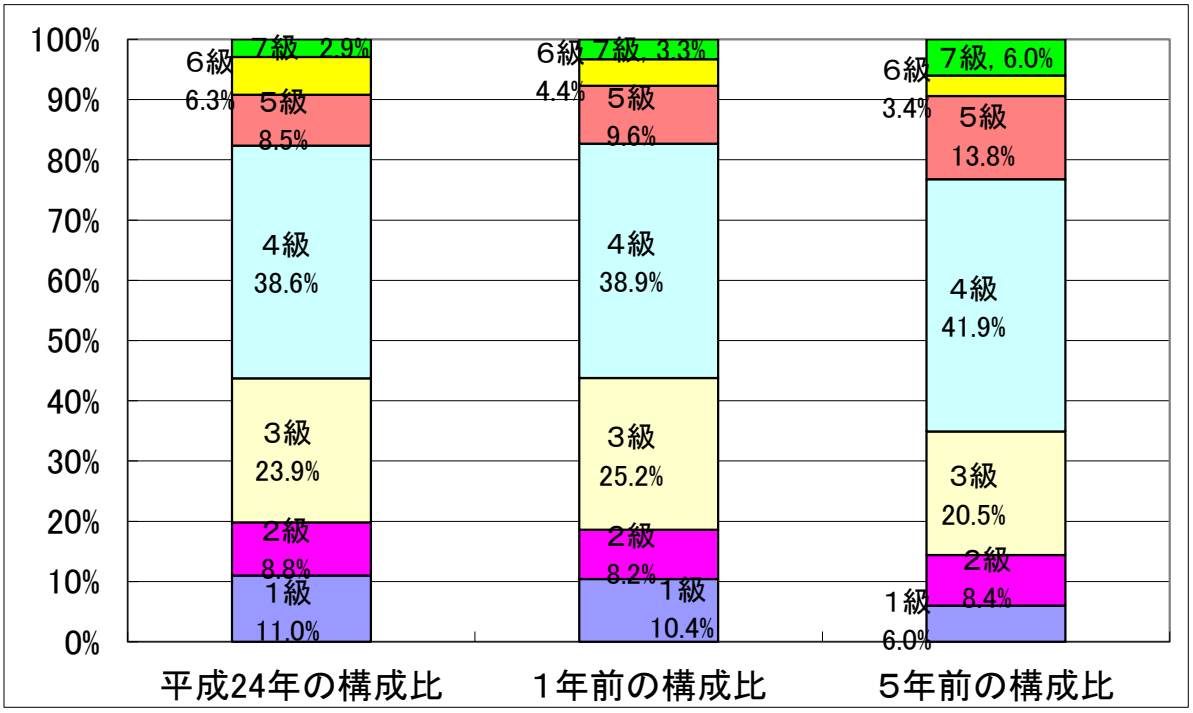

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度未策定につき、原則一律昇給としている。
なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、昇給幅を減若しくは昇給無しとしている。

５　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

糸 満 市	沖 縄 県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,437 千円	―
(平成23年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から20%まで　・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20%　・管理職加算10%～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度未策定につき、原則一律支給としている。
なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、勤勉手当を減額支給又は支給無しとしている。

(2) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

糸 満 市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
・ 退職時特別昇給　無					
1人当たり平均支給額	無	22,142 千円			

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)			― 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			― 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
―	― %	― 人	%

※　本市は地域手当該当しないため、記入無し。

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)	3,719 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	47,070 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	20.5 %
手当の種類(手当数)	11種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	市税の徴収事務を本務とする職員		日額 250円
賦課事務従事手当	市税の賦課事務を本務とする職員		日額 150円
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件、場所の消毒その他処理作業に従事する職員		日額 800円
	感染症菌を有する家畜若しくは疑いのある家畜の防疫作業に従事する職員		日額 300円
災害対策時勤務手当	糸満市災害対策本部条例(昭和48年糸満市条例第43号)の規定に基づき設置された糸満市災害対策本部より、特に勤務を命ぜられた職員		(1)1日3時間55分未満勤務の場合 日額1,000円 (2)1日3時間55分以上勤務の場合 日額2,000円
災害対策時現場出動手当	災害対策時勤務手当の受給要件を有する者で現場出動を命ぜられた職員		1回につき 300円
救急、救助、火災出動手当	救急、救助、火災活動に従事する職員		1回につき 200円
高所作業、潜水手当	梯子車のバスケット搭上又は外壁での救助及び消火作業に従事する職員、救助及び捜索活動で潜水に従事する職員		日額 1，500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人を取り扱う職員		1回につき 2，000円
精神病者及び行旅病人取扱手当	精神病者及び行旅病人を取り扱う職員		1回につき 1，000円
福祉事務従事手当	福祉事務所に従事する現業職員で、生活保護ｹｰｽﾜｰｶｰ		日額 250円
派遣職員手当	姉妹都市・友好都市交流事業に基づき、引き続き1か月以上県外実務研修に派遣された職員		月額 30，000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	64,458 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	167 千円
支給実績(平成22年度決算)	56,476 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	146 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		50,582 千円	245,542 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円 ・所有(新築・購入から5年以内)2,500円	異なる	国は所有にかかる手当なし	37,491 千円	237,286 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～24,500円	同じ		10,123 千円	33,300 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:27,615(55,230円) ・次長級:23,420(46,840)円 ・課長級:20,185(40,370)円	同じ （定額制）		14,483 千円	283,990 円

（注） 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50％減額しており、（ ）内は減額措置を行う前の金額である。

６　特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市長	749,000 円 (882,000 円)	1,000,000 円／ 447,500 円
	副市長	641,000 円 (713,000 円)	816,000 円／ 497,000 円
		－ 円 (－ 円)	― 円／ ― 円
報酬	議長	469,000 円	698,000 円／ 335,000 円
	副議長	419,000 円	620,000 円／ 275,000 円
	議員	396,000 円	560,000 円／ 255,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算15%)	
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算15%)	
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	市長	882,000×4年×500/100 = 17,640,000円 (任期毎)	
	副市長	713,000×4年×300/100 = 8,556,000円 (任期毎)	
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分			職員数 平成24年度	職員数 前年度	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	73	75	-2	他部門へ配置転換
		税務	25	25	0	
		労働	0	0	0	
		農水	28	24	4	全国豊かな海づくり大会
		商工	9	9	0	
		土木	21	21	0	
		民生	74	76	-2	退職者不補充による減
		衛生	27	27	0	
		計	264	264	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　44.79　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　54.46　人)
	教育部門		73	72	1	
	消防部門		51	50	1	業務対応のため職員増
	小計		388	386	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　65.83　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　73.53　人)
公営企業等会計部門	病院		0	0	0	
	水道		13	13	0	
	交通		0	0	0	
	下水道		6	6	0	
	その他		38	37	1	
	小計		57	56	1	
合計			445 〔452〕	442 〔452〕	3 〔0〕	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　75.50　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）

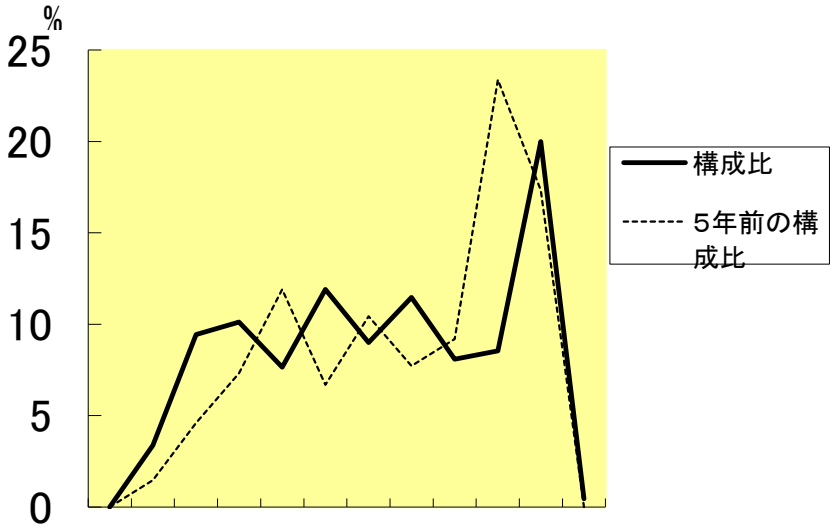

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 15	人 42	人 45	人 34	人 53	人 40	人 51	人 36	人 38	人 89	人 2	人 445

(3)職員数の推移

（単位:人・%）

年　度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	286	282	273	264	264	264	▲22 （▲7.7%）
教　育	89	81	81	75	72	73	▲16 （▲18.0%）
消　防	43	45	45	48	50	51	8 （18.6%）
普通会計計	418	408	399	387	386	388	▲30 （▲7.2%）
公営企業等会計計	61	60	59	59	56	57	▲4 （▲6.6%）
計	479	468	458	446	442	445	▲34（▲7.1%）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

８　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 平成22年度の総費用に占める職員給与費比率
平成23年度	千円 1,302,248	千円 172,773	千円 82,725	% 6.4	% 6.6

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
平成23年度	人 13	千円 56,208	千円 5,947	千円 20,570	千円 82,725	千円 6,363

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,350

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ　特記事項

一般職員の管理職手当を50%削減して支給している。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸　満　市	49.8　歳	371,523　円	507,230　円
団 体 平 均	45.4　歳	358,043　円	528,316　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

糸　満　市	糸　満　市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,582　千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,315　千円
(平成23年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 (　1.45　)月分 勤勉手当　1.35　月分 (　0.65　)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 (　1.45　)月分 勤勉手当　1.35　月分 (　0.65　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成24年4月1日現在）

糸　満　市			糸　満　市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・　定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・　定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
・　退職時特別昇給　無			・　退職時特別昇給　無		
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	無　千円	22,142　千円

※　公営企業職員の退職手当に支給額が反映していないのは、退職前に一般行政職へ人事異動するためである。

ウ　地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
－	－ %	－ 人	－ %

※　本市地域手当該当しないため、記入無し。

エ　特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		なし	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	728 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	56 千円
支給実績（平成22年度決算）	1,029 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	74 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（平成24年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		2,748　千円	274,800　円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円 ・所有(新築・購入から5年以内)2,500円	同じ		1,302　千円	260,360　円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～24,500円	同じ		314　千円	28,582　円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:27,615(55,230円) ・次長級:23,420(46,840)円 ・課長級:20,185(40,370)円	同じ（定額制）		855　千円	284,880　円

（注）　管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50％減額しており、（　）内は減額措置を行う前の金額である。